

令和5年度集団指導資料 共通事項（後半）

目次

スライドNo

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 県事業の紹介 | |
| ・介護テクノロジー導入支援事業 | 1～4 |
| ・キャリアパスサポート事業 | 5～7 |
| ・介護キャリア段位普及促進に係るアセッサー講習受講支援制度 | 8～11 |
| ・がんばる介護事業所表彰について | 12～15 |
| ・介護職員の確保・職場定着を応援します！ | 16～20 |
| 2. 生活保護法における介護扶助制度について | 21～28 |
| 3. 視覚障害のある方の雇用について | 29～35 |
| 4. 要配慮者利用施設の水害等への備えについて | 36～38 |

1 県事業の紹介

介護テクノロジー導入支援事業

※令和6年2月末時点の情報であり、今後変更する可能性があります。

1 事業概要など

▶ 事業概要

業務負担軽減や職場環境改善に取り組む介護事業者のテクノロジー導入経費（介護ロボット、ICT機器等）を県で一部補助します。

▶ 補助対象者

富山県内において介護保険サービスを提供する指定事業者又は施設開設者

※介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

※LIFE（科学的介護情報システム）の利用申請をしていること。

▶ 補助対象メニュー

(1)介護ロボット

(2)ICT

(3)介護現場の生産性向上に係る環境づくり

2 補助対象経費、補助率

メニュー	項目	
(1)介護ロボット	対象経費	移乗支援、見守り機器などの介護ロボット
	補助率	一定の要件を満たす場合、3 / 4 上記以外、1 / 2
	補助上限	1台あたり100万円（移乗支援機器等） 1台あたり30万円（その他の機器） 1法人あたり200万円
(2)ICT	対象経費	介護ソフト、情報端末（タブレット、スマートフォン等）
	補助率	一定の要件を満たす場合、3 / 4、中山間地域に所在する場合、2 / 3 上記以外、1 / 2
	補助上限	1事業所あたり100万円 1法人あたり200万円
(3)介護現場の生産性向上に係る環境づくり	対象経費	Wi-Fi環境の整備、音声入力機器（インカム）等の導入による情報連携などテクノロジーを最大限活用するための環境づくりに要する経費
	補助率	3 / 4
	補助上限	1事業所あたり300万円 1法人あたり600万円

3 スケジュール（参考）

申請から補助金の交付までの流れは以下のとおりです。

※括弧内はスケジュール例（多少前後する可能性があります）

①申請受付（7月～9月）

申請書類を作成し、県へ提出します

②交付決定（11月）

申請内容を県で審査し、交付決定を行います

③実績報告（翌年3月末まで）

実績報告書を作成し、県へ提出します

④補助金の交付（翌年4月以降）

県から補助金を交付します ※補助金は実績報告後の支払い（後払い）となります

1 県事業の紹介

キャリアパスサポート事業

1 キャリアパスとは

介護人材の確保・定着には、職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇を適切に行うことが重要です。

ある職位や職務に就任するために必要な一連の業務経験とその順序、配置異動のルートを「**キャリアパス**」といいます。どんな仕事をどれくらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば、どのようなポストに就けるのか—キャリアアップの道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度を整備することで、事業所・職員双方の成長が期待できます。

2 事業概要

▶ **実施委託先**：富山県社会保険労務士会（予定）

▶ **対象**

富山県内に主たる事務所を置き、県内に介護保険法による指定事業者・施設を開設している法人であって、キャリアパス作成支援を希望する法人

▶ **実施方法**

事業の組織経営や人材マネジメント、雇用環境改善などに精通した社会保険労務士が事業所を訪問し、経営者の方等と課題について話し合いをしながら、キャリアパス作成を支援します。

▶ **費用**：**原則無料**

※ ただし、社会保険労務士の訪問は1法人6回程度を想定しており、訪問回数が想定より多くなった場合などは実費を負担いただく可能性があります。

▶ **応募方法**：派遣時期等が決まり次第、HP等でご案内します。

1 県事業の紹介

介護キャリア段位普及促進に係る アセッサー講習受講支援制度

1 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは

- ▶ 介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、**介護技術の「見える化」を促進**し、現場で何ができるかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促す制度です。

キャリア段位の概要



2 介護プロフェッショナルキャリア段位制度認定を受けるには？

- ▶ この段位認定を受けるためには、**施設・事業所ごとに評価者（アセッサー）が必要**です。アセッサーとは事業所・施設内において介護職員のキャリア・アップを推進・支援していく役割を担う人材をいいます。
- ▶ 一般社団法人シルバーサービス振興会が、評価者（アセッサー）育成のための講習を開催しています。
- ▶ 詳細は下記HPをご確認ください。

介護プロフェッショナルキャリア段位制度HP（一般社団法人シルバーサービス振興会）
<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>

令和5年3月31日現在アセッサー数

全国：28,921名

富山県：313名

3 アセッサー講習受講支援の概要

県では、一般社団法人富山県介護福祉士会と協力し、**介護プロフェッショナルキャリア段位制度の評価者（アセッサー）講習の受講支援を実施**する予定ですので、各介護保険施設・事業所において、本制度の活用をご検討ください。

- ▶ 各介護保健施設・事業所が制度に取り組むための令和5年度アセッサー講習の受講料の一部を助成します。
【参考：令和5年度】 1人あたり受講料23,230円(税込)のうち15,000円を助成
- ▶ 申請が多数となった場合は、予算の範囲内で助成人数を調整させていただきますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 令和6年度の助成額及び助成申請方法は、別途一般社団法人富山県介護福祉士会がご案内します。

1 県事業の紹介

事業所の優れた取り組みを表彰します！

がんばる介護事業所表彰について

※令和6年2月末時点の情報であり、今後変更する可能性があります。

1 事業概要

「がんばる介護事業所表彰」とは

- 高齢者の自立支援や生活の質の向上、雇用環境の改善に積極的に取り組む県内の介護事業所等を、「自立支援部門」と「雇用環境部門」の2部門で表彰しています。（平成28年度創設）
- 表彰事業所の取組内容を、県ホームページや普及啓発パンフレットにて広く周知し、介護サービスの質の向上や介護人材の確保を図ります。
- 令和5年度受賞者：自立支援部門 3事業所、雇用環境部門 3事業所



普及啓発用パンフレット

1 事業概要

①自立支援部門

- ・ 県内で介護サービスを提供しており、かつ開設から2年以上経過している介護保険施設や事業所を対象としています。
- ・ 利用者のより豊かな生活の実現を目指して、自立支援・生活の質の向上、介護サービスの質の向上に向けて優れた取組みを進めている事業所を表彰します。

②雇用環境部門

- ・ 県内で高齢者福祉サービス又は障害(児)者福祉サービスを提供しており、かつ開設から2年以上経過している施設・事業所を対象としています。
- ・ 人材育成の充実や職場環境の改善などに積極的に取り組む事業所を表彰します。

2 過去の受賞内容（取組例）

①自立支援部門

- ・ケアプランに「聞き書きボランティア」などインフォーマルサービスを取り入れたところ、認知症の症状が改善
- ・介護ロボットの活用により、夜間事故を大幅に削減し入院者ゼロを達成
- ・オンラインコンサートを施設で生中継し、楽しみながら機能訓練を行ったほか、オンラインを通じた同世代の高齢者とのコミュニケーションの促進につながった

②雇用環境部門

- ・新人職員の指導担当者に対する独自の内部研修の実施
- ・看護休暇・介護休暇の設定など育児、介護を両立できる取組みの実施
- ・職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット等の導入
- ・ICTの活用による職員の負担軽減や業務省力化



オンラインコンサートの様子

1 県事業の紹介

介護職員の確保・職場定着を応援します！

令和6年度、富山県では次の事業者応募型事業により、福祉人材確保対策に取り組めます。

1. 現任介護職員等研修支援事業

職員の資質向上のために、現在働いている介護職員を外部の研修に派遣する際に必要となる代替職員を雇用する経費を助成します。

対象となる研修：介護職員の資質向上に資すると認められる研修（実務者研修等）
（外部機関からの依頼に基づき、介護職員の資質向上のための研修に職員を講師として派遣する場合も含む。）

対象経費：雇用者の人件費（賃金上限：時給1千円、交通費：月額1万円、法定福利費）

雇用期間：現任介護職員が研修に参加する総時間の4倍まで

※ただし、1法人あたりの上限があります。

2. 介護職員初任者研修支援事業

介護職員初任者研修の受講による介護職員の資質向上・定着促進を図るため、介護職員が介護職員初任者研修を受講するために必要な受講料を雇用主である事業者が負担した場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる研修：介護職員初任者研修（介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程）

補助対象経費：事業者が直接研修機関に支払った受講料
事業者が介護職員が負担した受講料に対して支払った支給金

補助率：1/3

補助上限額：受講した介護職員一人あたり上限2万円

3. とやま福祉・介護職員合同入職式

（新任介護職員ネットワーク形成支援事業）

新たに介護職員に就いた職員が一堂に会する入職式を実施します。新任職員のモチベーションの向上を図り、さらにその後の交流会において他事業所との職員のネットワークづくりを行うことで、同じ福祉・介護の仕事に携わる仲間同士、お互いに励ましあい、切磋琢磨しながら、楽しく働き続けられる環境づくりを行うものです。

富山県高齢福祉課

開催日（予定）：令和6年4月26日（金）

4. がんばる介護職員応援事業

福祉・介護の現場で元気にがんばっている職員を掘り起こして、表彰・紹介します。職員のモチベーションの向上と、介護の仕事に対するプラスイメージの普及、社会的評価の向上を図ります。

対象者：高齢者や障害者の介護業務に携わる職員で、下記の①～③の要件を全て満たす方。

- ①当該事業所に勤務して5年以上12年未満の職員で、新任職員等への指導・相談に携わっている方
- ②介護福祉士の国家資格を有する方。
- ③「介護福祉士実習指導者講習会」または富山県福祉カレッジが実施する「中堅職員研修」、「チームリーダー研修」または「指導的職員研修」を修了した方。

応募方法：7月頃に、富山県社会福祉協議会より県内介護・障害関係法人へ職員推薦依頼の文書を送付します。

表彰・PR：被表彰者には、「介護の日」フェスティバル（11月予定）において、表彰状及び副賞を授与します。

あわせて、高校生のための福祉のガイド本への掲載や、SNS広告用の介護職のPR動画への出演などにより、県民に向けて紹介します。

※富山事業の対象要件やPR手法は変更となる可能性があります。

5. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業

介護施設等における外国人介護人材を受け入れるための、環境整備等に係る経費の一部を助成します。

補助対象者：県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護事業を行い、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）事業所等を運営する法人

- 補助対象事業：
- ①外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み
 - ◆外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
 - ◆介護業務マニュアル（介護手順、介護用語の統一化等）の購入・作成や翻訳
 - ◆日本人職員が異文化理解を図るための教育・研修の受講又は実施 など
 - ②外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組み
 - ◆資格取得に必要な教材の購入
 - ◆外部研修への参加費や交通費の支援 など
 - ③外国人介護職員の生活支援に必要な取組み
 - ◆孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケア
 - ◆地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催 など

補助率及び補助限度額：2/3（ただし1事業所あたりの上限200千円）

6. 介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体支援事業

外国人介護職員のさらなる受入れ促進に向け、1号特定技能外国人のマッチングから定着までの一体的なサポートを実施します。

※本事業は、県が公募により選定した事業者に委託し、5月下旬以降に開始予定です。

【主な事業内容（予定）】

(1) 事業説明会等による本事業の周知及び参加介護事業所の募集

- ・県内の介護事業所を対象に、1号特定技能外国人の受入れ・定着等に関する説明会を開催し、マッチング支援を希望する介護事業所を募集します。

(2) 1号特定技能外国人と県内介護事業所とのマッチング

- ・介護職種での特定技能試験に合格した外国人または近々合格する見込みのある外国人のうち、富山県へ就労を希望する現地の外国人と介護事業所とのマッチングを行います。
- ・採用面接前には、質問例リストの配布や言葉選びのレクチャーなどのガイダンスを行います。

(3) マッチングの成立した外国人材の定着のための取組み

- ・よくあるミスマッチの原因などを事例を挙げて紹介する異文化理解研修や、事業所ごとに定着計画の作成支援を行います。

★前記1～6事業の詳細内容は下記までお問い合わせください

富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係（富山県庁舎本館2階）

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

電話番号：(076) 444-3197（直通）

富山県高専連携

HP：<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00016318/index002.html>

2 生活保護法における介護扶助制度 について

2-1 指定申請制度とみなし指定について

- ▶ 介護事業者が生活保護を受けている方に対し介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法の指定介護機関として、指定を受ける必要があります。
- ▶ 富山県では、富山市内に所在する介護事業所については、富山市長が、それ以外の市町村に所在する介護事業所については、富山県知事が指定を行います。
- ▶ 指定申請について以下の通り申請が不要になる場合がございます。
 - (1) 平成26年6月30日以前に介護保険法の指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）
指定申請が必要です。
 - (2) 平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた介護機関
生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなし、
申請は不要です。

2-2 変更届等の取扱いと申請書様式について

- ▶ **指定介護機関は、みなし指定の事業所も含め、指定介護機関の名称、所在地や管理者の変更等がある場合、休廃止をする場合等は、介護保険法とは別途に、生活保護法に基づく届出が必要ですので、ご注意ください。**
- ▶ 各種申請書及び届出書様式等は、下記、富山県厚生企画課のHPからダウンロードすることができます。
※富山市に事業所がある場合は富山市生活支援課にご確認ください。

【掲載箇所】

トップページ > くらし・健康・教育 > 健康・医療・福祉 > 地域福祉 > 生活保護 >
生活保護法による介護機関の指定制度について

【URL】

<https://www.pref.toyama.jp/1200/kurashi/kenkou/fukushi/kj00018818.html>

※ページ下部「関連ファイル」より各種申請書をダウンロードしてください。

2-3 介護サービスの提供時における留意事項について

- ▶ 原則として、生活保護法の指定介護機関のみが生活保護受給者にサービスを提供することができます。
- ▶ 生活保護を受けている方に対し、初めて介護サービスを提供する場合には、貴機関が生活保護法による指定を受けているかどうか、富山県厚生企画課のHPを確認するようお願いいたします。

※富山市に事業所がある場合は富山市生活支援課にご確認ください。

- ▶ なお、事業所の指定状況については、最新の状況と異なっている場合もありますので、その場合は福祉事務所や富山県厚生企画課に確認するようお願いいたします。

2-4 非指定介護機関における介護サービスの取扱いについて

- ▶ 「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外の事業者（基準該当サービスの提供事業者等）の利用も認められますが、国保連を通じた支払いができません。（福祉事務所からの直接払いになります。）
- ▶ 被保護者が指定介護機関の指定を受けていない事業者のサービスを希望した場合は、事前に福祉事務所の相談してください。
- ▶ 介護認定の変更や利用事業者の増減があった場合、医療機関に入院する場合等、変更事項が生じた場合は、まず当該福祉事務所にご連絡ください。
- ▶ その他、日々の業務で生じたご不明点や相談事項についても、まずは当該福祉事務所にご相談くださいますようお願いいたします。

2-5 申請書及びケアプランの提出について

- ▶ 生活保護受給者の介護扶助費を国民健康保険団体連合会（以降、国保連）へ請求するには、福祉事務所が発行した介護券が必要です。
- ▶ 福祉事務所では、被保護者の方から提出された、保護申請書の一般事項のほか、要介護認定結果通知書（写）、被保険者証（写）、ケアプラン（写）をもとに介護扶助の決定を行います。
- ▶ 要保護者が希望する場合や保護の迅速な決定に支障が生ずる恐れがある場合には、福祉事務所は、介護事業所に直接ケアプランを提出するよう求めることもあります。
- ▶ 福祉事務所にケアプランを提出する際は、あらかじめ本人の守秘義務解除の同意を得る等、個人情報
報の取扱いに十分ご留意ください。

2-6 介護報酬等の請求手続きについて

- ▶ 居宅介護費・介護予防支援費（ケアプラン作成費）は、被保護者が介護保険の被保険者である場合は、介護保険から全額給付されます。被保護者が被保険者でない場合は、介護扶助で全額支払われます。
- ▶ 被保険者でない者の場合は、サービス提供事業者と同様に福祉事務所から「生活保護法介護券」の交付を受けてから、国保連に請求します。
- ▶ 国保連への請求の際は、福祉事務所から交付された介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記し、介護給付費明細書を作成して請求してください。
- ▶ なお、生活保護制度は他の法律や他の施策の優先活用が原則ですので、介護扶助による公費負担の優先順位は、最後になります。
- ▶ 入院等により、サービス提供がなかった場合は、送付された介護券を当該福祉事務所に返送してください。

2-7 本人支払額について

- ▶ 福祉事務所では、介護扶助を決定する際に、被保護者が負担できる収入があると認定した場合には、その負担できる額を「本人支払額」として介護券に記入します。
- ▶ 交付された介護券に本人支払額が記入されている場合は、その額を当該被保護者に請求してください。介護給付費明細書には、「公費分本人負担額」の欄に自己負担額を記載し、その額を差し引いた額を「公費請求額」の欄に記載します。
- ▶ 本人支払額の上限額は、15,000円です。
ただし、施設入所者については、15,000円に食費を加えた額となりますのでご注意ください。

3 視覚障害のある方の雇用について

視覚障害のある方の自立を目指して ～視覚障害者の機能訓練指導員としての採用について～

○介護施設における機能訓練指導員

介護保険法によって定められている職種のひとつ。利用者一人ひとりの心身の状態に合わせて機能訓練を行い、できる限り自分で身の回りのことができるように支援していく役割を担う。

機能訓練指導員は、看護師または准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、鍼灸師の資格が必要

視覚障害者の方の雇用の可能性

○機能訓練指導員の配置が義務付けられている介護施設

- ・デイサービス(通所介護施設)
- ・ショートステイ(短期入所生活介護施設)
- ・特別養護老人ホーム など

「視覚障害者である按摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

1 現状

資格をもつ視覚障害者の就職：

老人介護施設、施術所、医療機関、一般企業、開業も...

全国の視覚障害者の就職率は、「厚生労働省 令和4年度ハローワークにおける障害者への職業紹介状況」によると40%を下回っている状況です。

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度比 (%)		対前年度差 (ポイント)
視覚障害	4,111	△ 1.2	9,041	3.5	1,499	0.1	36.5	0.5
うち重度	1,995	△ 2.2	4,962	1.8	782	△3.2	39.2	△0.4

出典：厚生労働省 令和4年度 ハローワークにおける障害者への職業紹介状況

「視覚障害者であん摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

また、平成27年度の国の調査では、視覚障害者就職件数の合計2283件、重度1378件のうち、「あはき業」と言われる、あん摩・鍼・灸に従事する専門職への就職件数は、1063件（46.6%）、重度877件（63.6%）と半数以上を占めています。

2 視覚障害者の方を雇用するメリット

- ・ マッサージ施術が利用者の機能回復に繋がるほか、1対1でじっくり施術することにより、利用者の癒しと共にコミュニケーション能力の回復・活性化に寄与すること
- ・ 障害者の法定雇用率をあげることができること

※障害者雇用調整金などの助成金を通じた支援もあります。

今後、法定雇用率は
引き上げられる予定です

特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）、キャリアアップ助成金

「視覚障害者である摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

■主な助成金

(1) 障害者トライアル雇用助成金

お問い合わせ、お申し込みは、最寄りのハローワークまで

ハローワークが紹介する障害者を事業主が短期間雇用し、事業主と障害者とで、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図るもの

〈試行雇用奨励金の支給〉 事業主に対して対象者1人につき月額40,000円を最大3か月支給

〈実施期間〉 原則3か月間

(2) 障害者雇用調整金・報奨金

お問い合わせは、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構富山支部(電話:0766-26-1881)まで

法定雇用率より多くの障害者を雇用した場合、調整金や報奨金を支給するもの

〈支給額〉超過1人当たり調整金29,000円(※1)、一定数を超えた場合一人当たり奨励金21,000円(※2)

※1 常用雇用労働者100人超の事業主で要件を満たすもの

※2 常用雇用労働者100人以下の事業主で要件を満たすもの

「視覚障害者である摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

3 障害者に対する支援

- (1) 富山障害者職業センターでの支援
職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる職場適応に向けた助言・援助
- (2) 障害者就業・生活支援センターでの支援
就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などの実施
- (3) 富山視覚総合支援学校での支援
 - ・資格取得に向けた支援
 - ・外来臨床実習の開催（学校内に施術所を開設し、外来患者を治療）
 - ・校外臨床実習の開催
（施術所等における就業体験、協力企業に出向き施術）
 - ・卒業後3年程度のアフターケア（定期的な就職先の訪問や電話）

「視覚障害者である按摩、マッサージ、指圧師、鍼師、灸師の資格のある方が機能訓練指導員として働く」ということ

4 雇用相談について

最寄りのハローワークでの問い合わせのほか、富山県視覚障害者福祉センター（電話：076-425-6761）での相談も可能。

5 採用の事例、資料など

<https://www.jeed.go.jp/>

（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構のホームページをチェック！

- 「障害者雇用事例リファレンスサービス」...障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業や合理的配慮の提供に関する事例を紹介
- 「視覚障害者の職場定着推進マニュアル」（介護老人福祉施設で機能訓練スタッフとして活躍する事例や配慮事項が掲載されている）
- コミック版障害者雇用マニュアル「視覚障害者と働く」 等

4 要配慮者利用施設の水害等への備え について

要配慮者利用施設における避難確保計画作成について

- ▶ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成・避難訓練の実施・訓練結果の報告が義務付けられています。（水防法） 避難確保計画の提出先・訓練結果報告先は市町村になります。
- ▶ 市町村長は、計画が未作成で必要であると認められるときは以下の行為ができます。
 - ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
 - ・指示に従わなかったときには、その旨の公表また、計画の作成又は訓練の結果の報告を受けたときに必要な助言又は勧告

避難確保計画作成後は、避難訓練の実施・訓練結果の報告をお願いします。

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。

全国の取り組み状況

←要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（令和5年9月30日現在）（令和6年1月12日）

- 水防法（洪水）に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 122,314
うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 106,634
[都道府県別の作成状況（PDF：83.1KB）](#)
[市町村別の作成状況（PDF：552KB）](#)
[都道府県別の作成状況（グラフ）（PDF：263KB）](#)
- 計画の作成推移
[作成推移（令和5年9月30日現在）（PDF：249KB）](#)

避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等

- 避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月)(PDF:5.4MB)
- 様式編
 - 社会福祉施設（XLSX：1.7MB）
 - 学校（XLSX：1.8MB）
 - 医療施設（XLSX：1.8MB）
- 記載例
 - 社会福祉施設（PDF:4.2MB）
 - 学校（PDF:7.6MB）
 - 医療施設（PDF:7.8MB）
- 避難訓練実施報告書（様式例）
 - 社会福祉施設(WORD:40KB)
 - 学校(WORD:40KB)
 - 医療施設(WORD:41KB)
- 避難確保計画チェックリスト
 - 社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト(WORD:27.6KB)
 - 医療施設における避難確保計画チェックリスト(WORD:28.5KB)
- 動画 富山県高齢福祉課
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント（約18分）(YouTube) NEW

② 作成時に必ずチェック

様式編：必要事項を埋めるだけの簡易なひな型
チェックリスト：施設の災害リスク情報や
避難確保計画の内容の確認

お役立ち情報

リーフレット

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と活用について

③ 作成中に困ったら…

要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

- ナレーション付き動画(約21分)(YouTube)
- テキスト(PDF:5.2MB)(PPTX:28MB)

eラーニング教材
⇒具体事例を通じて適切な判断力・
避難行動力を養う

避難確保計画作成の参考資料

- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）
- 要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集
- 要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集（PDF：1.4MB）

計画作成の事例集
⇒先行して作成された好事例を紹介
避難行動の検討の参考に。
成果事例集
⇒避難確保計画により被災時に安全
な避難に成功した事例を紹介

水防法・土砂災害防止法の改正について

- 都道府県・市町村の担当者向け（PDF：359KB）
- 要配慮者利用施設の管理者・所有者向け（PDF：368KB）
- 水防法等に基づく取組状況（PDF：178KB）

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- ハザードマップポータルサイト
- 浸水ナビ

左記リンクより確認できます。
● 施設周辺で想定される浸水深
● 施設周辺の雨量、河川水位

雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト

- 川の防災情報

講習会プロジェクト

④ 作成した計画は市町村へ提出！

- 避難確保計画作成講習会の概要（PDF：4.2MB）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル（PDF：22.8MB）
- <活用ツール>
 - 活用ツール①：講習会開催の案内文、送付資料等WORD：4.21MB
 - 活用ツール②：講習会準備のチェックリストWORD：46KB
 - 活用ツール③：説明資料フォーマット（基本方式前期）PPT：63.3MB
 - 活用ツール④：説明資料フォーマット（基本方式後期）PPT：5.76MB
 - 活用ツール⑤：説明資料フォーマット（実践方式）PPT：58.97MB
 - 活用ツール⑥：説明資料フォーマット（簡易方式）WORD：1.8MB
 - 活用ツール⑦：ワールドカフェ司会進行表（案）WORD：1.8MB
 - 活用ツール⑧：避難確保計画チェックリストExcel：1.8MB
 - 活用ツール⑨：避難訓練チェックリストPPT：1.8MB
 - 活用ツール⑩：避難訓練報告様式WORD：29KB
 - 活用ツール⑪：Q&A PDF：128KB
 - 一括ダウンロード（ZIP：188MB）
 - 以前のバージョンはこちら（ZIP：7.97MB）
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について（YouTube MLIT channel）

⑤ 訓練の実施・結果の報告

避難訓練報告様式
⇒市町村への訓練実施報告の参考に。
※R3水防法の改正により避難訓練の報告が義務づけられました。

※講習会プロジェクトの活用ツールについては、令和3年5月の水防法改正前のツールとなります。